

# 景観まちづくり

## ? なぜこの事業を行っているのですか？

景観まちづくりとは、地域の特性や人々の思いを尊重して、台東区らしい景観を守り、育て、新たに創造することをいいます。

台東区には、上野公園・不忍池や隅田川など自然豊かな風景や、地域の歴史を物語る神社や寺など歴史的建造物といった景観資源が多く点在し、まちの中に素晴らしい個性を見ることができます。その一方で、まちを眺めると、街並みと調和を欠く建物や屋外広告物も見受けられます。

そのため、区民や事業者の方々々と力を合わせながら、地域の素晴らしい個性をさらに伸ばすとともに、様々な課題を1つ1つ解決していくため、景観まちづくりを進めています。



地域の個性を活かした景観まちづくり  
(浅草花やしきエンターテイメント通り景観協定)



自然豊かな風景（不忍池）

## ? どのようなことを行っていますか？

### ●台東区景観まちづくり条例（[解説①](#)）に基づく景観事前協議の届出

景観に影響を及ぼすと考えられる建物や屋外広告物などについて、区と区民や事業者が話し合い、色や大きさなどを決定し、地域にあった景観へ誘導していきます。

### ●景観に関するイベントの実施

「小学3年生まちなみ絵画コンクール」、「『台東区の景観 いま むかし』写真展」、「景観シンポジウム」などのイベントを通じて、景観まちづくりの大切さを区民と共有しています。

### ●景観協定の認定

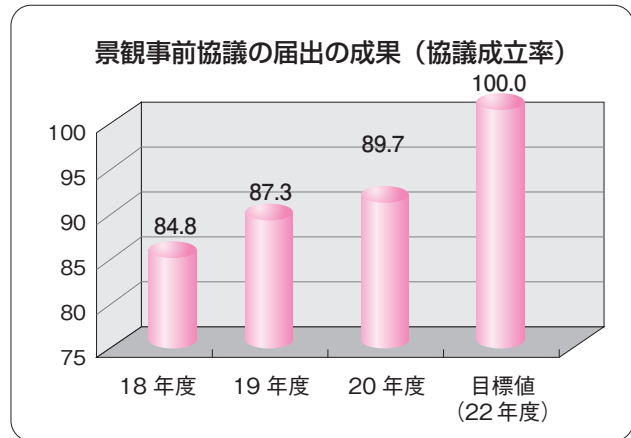
商店街など、特定の地域の人々がつくった景観に関するルールを区が認定し、地域の個性を活かした景観まちづくりを支援しています。

## ? 事業の進み具合はどうか？

平成18年度以降、景観事前協議の届出の成果（協議成立率）は着実に増え、約9割に達しています。これは、条例に基づく取り組みが、区民や事業者に浸透してきたことを表していると言えます。



まちなみ絵画コンクールの様子



資料：まちづくり推進課

また、平成20年度に実施した「小学3年生まちなみ絵画コンクール」では19校・760点の出品があり、「景観シンポジウム」では156名の方々が来場するなど、区民の景観に対する意識も高まっています。

## ? 今後はどのように取り組んでいくのですか？

平成16年に景観法（[解説②](#)）が制定され、国・地方公共団体・住民・事業者の役割が明確になり、景観まちづくりに取り組みやすくなりました。

台東区においても、国の制度を活用し、さらなる景観まちづくりを進めていくため、景観法に基づく景観計画を平成23年度からの実施に向けて策定中です。

今後、一層の普及・啓発活動を行い、区民や事業者と協働し台東区の個性を活かした景観まちづくりを進めていきます。

### ■ この事業に関するお問合せ ■

都市づくり部まちづくり推進課      03-5246-1368

### 【解説】

#### ① 台東区景観まちづくり条例

「思い出をまもり、思い出を生み出す」をテーマに、景観法に先立ち平成14年に制定した条例のことで、景観まちづくりを進める上での基本的事項が記されています。

#### ② 景観法

良好な景観づくりのための基本理念や規制、支援、それに関わる国や地方公共団体などの役割を記した、我が国で初めてとなる景観についての総合的な法律のことです。